

現状・課題

- 国立研究開発法人として、第3期海洋基本計画（平成30年5月閣議決定）等の政府方針を踏まえ、我が国の海洋科学技術の中核機関としての役割を果たすことが必要。このため、これまでの取組を一層発展させて、経済・社会的課題への対応等に係る研究開発課題に取り組む。
- 特に、海洋分野におけるSociety 5.0の実現に向けて、膨大な海洋地球情報の集約、解析及び予測に係る研究開発を推進することが重要。
- 研究開発の推進に当たっては、国内外の関係機関との連携を一層推進とともに、効率的なマネジメント体制を確立することが必要。



次期中長期目標及び評価軸等の案のポイント

1. 経済・社会的課題への対応等に係る研究開発課題の推進

気候変動、海洋資源の利用、防災・減災等の我が国及び国際社会等における政策上の重要課題に対応するため、引き続き、地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発、海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発、海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発等の研究開発課題に重点的に取り組む。また、これらの研究開発課題を支える先端的基盤技術の開発、及び挑戦的・独創的な研究開発を推進。

2. Society 5.0の実現に向けて、海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発を新たに位置づけ

複雑に絡み合う地球環境と人類の経済・社会活動との相互関連性を理解・解明するため、数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発を重点的研究開発課題の一つとして新たに位置づけ。

3. 国内外の関係機関との連携・協働関係の一層の推進

各研究開発課題において、国内外の関係機関と連携した観測や研究開発の推進、取得したデータや創出した研究開発成果の関係機関への提供・発信等、海洋科学技術における中核的機関として、関係機関との連携・協働関係を強化し、成果の社会還元を着実に推進することを明示。

4. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立

理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能の強化やコンプライアンスの徹底等を図るとともに、機構内での分野間の連携を強化し、法人一体となって課題に取り組める研究開発体制を構築することを明示。

次期中長期目標及び評価軸等の案の概略

中長期目標案	評価軸
I 政策体系における法人の位置付け及び役割	
II 中長期目標の期間	
III 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
III 1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進 (1) 地球環境の状態把握と変動予測のための研究開発 (2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発 (3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発 (4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発 (5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発を戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。 ○得られた成果を関係機関へ提供し、政策立案や政策課題への対応へ貢献しているか。 ○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 ○情報基盤の整備・運用が効率的になされ、国内外の関係機関との連携が進展しているか。 ○海洋調査・観測技術の高度化や海洋調査・観測用のプラットフォームの効率的運用により、機構の研究開発成果の最大化が図られたか。
III 2. 海洋科学技術における中核的機関の形成 (1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等 (2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ等提供促進	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、成果の社会還元の推進が図られたか。 ○研究開発基盤の供用やデータ・サンプルの利用拡大を図ることにより、我が国の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献したか。
IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
V 財務内容の改善に関する事項	
VI その他業務運営に関する重要事項	

国立研究開発法人海洋研究開発機構に係る政策体系図

主な国の政策

【科学技術政策】

○第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）

- 様々な課題への対応に関連し、国家戦略上重要なフロンティアである「海洋」「宇宙」の適切な開発、利用及び管理を支える一連の科学技術について、長期的視野に立って継続的に強化 等

【海洋政策】

○第3期海洋基本計画（平成30年5月閣議決定）

- 海洋状況把握（MDA）の能力強化
- 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進
- 北極政策の推進 等

○海洋科学技術に係る研究開発計画

（平成29年1月文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会決定、平成31年1月改定）

- 極域及び海洋の総合的な理解とガバナンス強化
- 海洋資源の開発・利用
- 海洋由来の自然災害への防災・減災

- 基盤的技術の開発と未来の産業創造
- 海洋科学技術を支える基礎的研究の推進 等

国立研究開発法人海洋研究開発機構法

（機構の目的）

第4条（略）平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

【中長期目標期間における法人としての取組】

第3期海洋基本計画等に定められた施策を着実に実行し、以下の研究開発課題に取り組む。

1. 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発
2. 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発
3. 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発
4. 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発
5. 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発